

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等 (第2条—第6条)</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議 (第7条—第9条)</p> <p>第3節 委員会 (第10条)</p> <p>第4節 職員 (第11条)</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 大学院 (第15条—第24条)</p> <p>第3節 学部 (第25条—第29条)</p> <p>第4節 附置研究所 (第30条—第38条)</p> <p>第5節 附属図書館 (第39条—第41条)</p> <p>第6節 医学部附属病院 (第42条—第44条)</p> <p>第7節 全国共同利用施設 (第45条)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (第46条)</p> <p>第9節 機構等 (第47条—第49条)</p> <p>第10節 物質—細胞統合システム拠点 (第50条)</p> <p>第11節 その他の学内組織 (第50条の2—第51条)</p> <p>第4章 事務組織 (第52条・第53条)</p> <p>附則</p> <p>(前 略)</p> <p>(理事)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 総長が指名する理事は、当該業務を分担管理する理事(第52条第4項において「担当理事」という。)との協議の下に事務全般の執行について総合調整するものとする。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第2節 大学院</p> <p>(大学院及び研究科等)</p> <p>第15条 京都大学に大学院を置き、大学院に次に掲げる研究科を置く。</p> <p>文学研究科</p> <p>教育学研究科</p> <p>法学研究科</p> <p>経済学研究科</p> <p>理学研究科</p> <p>医学研究科</p> <p>薬学研究科</p> <p>工学研究科</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等 (第2条—第6条)</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議 (第7条—第9条)</p> <p>第3節 委員会 (第10条)</p> <p>第4節 職員 (第11条)</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 大学院 (第15条—第24条)</p> <p>第3節 学部 (第25条—第29条)</p> <p>第4節 附置研究所 (第30条—第38条)</p> <p>第5節 附属図書館 (第39条—第41条)</p> <p>第6節 医学部附属病院 (第42条—第44条)</p> <p>第7節 全国共同利用施設 (第45条)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (第46条)</p> <p>第9節 教育院等 (第47条—第49条)</p> <p>第10節 物質—細胞統合システム拠点 (第50条)</p> <p>第11節 その他の学内組織 (第50条の2—第51条)</p> <p>第4章 事務組織 (第52条)</p> <p>附則</p> <p>(理事)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 総長が指名する理事は、当該業務を分担管理する理事との協議の下に事務全般の執行について総合調整するものとする。</p> <p>4～9 (同 左)</p> <p>第2節 大学院</p> <p>(大学院及び研究科等)</p> <p>第15条 京都大学に大学院を置き、大学院に次に掲げる研究科等を置く。</p> <p>文学研究科</p> <p>教育学研究科</p> <p>法学研究科</p> <p>経済学研究科</p> <p>理学研究科</p> <p>医学研究科</p> <p>薬学研究科</p> <p>工学研究科</p>

改正前	改正後
<p>農学研究科 人間・環境学研究科 エネルギー科学研究科 アジア・アフリカ地域研究研究科 情報学研究科 生命科学研究科</p> <p>2 前項に定めるもののほか、大学院に、学校教育法第100条ただし書に定める研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、地球環境学堂及び地球環境学舎並びに公共政策連携研究部及び公共政策教育部並びに経営管理研究部及び経営管理教育部を置く。</p> <p>3 地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部は研究のために置く組織とし、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部は教育のために置く組織とする。 (研究科長)</p> <p>第16条 研究科（前条第2項の組織を含む。以下同じ。）に研究科長（地球環境学堂にあつては学舎長、地球環境学舎にあつては学舎長、公共政策連携研究部及び経営管理研究部にあつては研究部長、公共政策教育部及び経営管理教育部にあつては教育部長をいう。以下同じ。）を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>2 研究科長は、当該研究科の教授会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>3 研究科長の選考手続は、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>4 研究科長の任期は、当該研究科の組織に関する規程の定めるところによる。</p> <p>5 研究科長は、当該研究科の教授会の議に基づき行われる教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して総長により懲戒又は解任されることはない。</p> <p>6 前項の審査手続は、教育研究評議会の定めるところによる。 (中 略) (専攻及び講座)</p> <p>第20条 研究科、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部（次項において「研究科及び教育部」という。）に専攻を置き、研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部（次項において「研究科及び研究部」という。）又は専攻に教員の役割分担及び連携の組織的な体制を確保するための教員組織として講座又はこれに代わる組織を置く。</p>	<p>農学研究科 人間・環境学研究科 エネルギー科学研究科 アジア・アフリカ地域研究研究科 情報学研究科 生命科学研究科 <u>総合生存学館</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (研究科長)</p> <p>第16条 研究科（<u>総合生存学館</u>及び前条第2項の組織を含む。以下同じ。）に研究科長（<u>総合生存学館</u>にあつては学館長、地球環境学堂にあつては学舎長、地球環境学舎にあつては学舎長、公共政策連携研究部及び経営管理研究部にあつては研究部長、公共政策教育部及び経営管理教育部にあつては教育部長をいう。以下同じ。）を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 } (専攻及び講座)</p> <p>第20条 研究科、<u>総合生存学館</u>、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部（次項において「研究科及び教育部」という。）に専攻を置き、研究科、<u>総合生存学館</u>、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部（次項において「研究科及び研究部」という。）又は専攻に教員の役割分担及び連携の組織的な体制を確保するための教員組織として講座又はこれに代わる組織を置く。</p>

改正前	改正後
<p>2 研究科及び教育部に置く専攻並びに研究科及び研究部又は専攻に置く講座若しくはこれに代わる組織は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程（平成16年達示第6号）の定めるところによる。</p> <p>（中略）</p> <p>第9節 <u>機構等</u> （機構等）</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における<u>全学共通教育の実施</u>、<u>学術研究基盤の整備</u>、<u>全学的事業の推進</u>又は<u>支援</u>その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる機構及び本部を置く。</p> <p><u>高等教育研究開発推進機構</u> <u>環境安全保健機構</u> <u>国際交流推進機構</u> <u>情報環境機構</u> <u>図書館機構</u> <u>産官学連携本部</u></p> <p>2 前項の機構等に関し必要な事項は、<u>高等教育研究開発推進機構</u>にあっては<u>京都大学における全学共通教育の実施に関する規程（平成15年達示第1号）</u>の、その他にあっては<u>当該機構規程</u>又は<u>本部規程</u>の定めるところによる。</p> <p>（中略）</p> <p>第4章 <u>事務組織</u> （事務本部）</p> <p>第52条 京都大学に、法人の業務の実施に関し必要な事務を処理させるため、<u>事務本部</u>を置く。</p> <p>2 <u>事務本部に置く部、課、室、総長室、監査室その他の事務組織及びその所掌事務は</u>、<u>京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）</u>の定めるところによる。</p> <p>3 <u>部に部長を、課に課長を、室に室長を置く。</u></p> <p>4 <u>部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長及び室長は、上司の命を受け、課又は室の事務を処理する。ただし、総長室及び監査室長は、総長の監督の下に室の事務を処理する。</u></p> <p>（部局の事務組織）</p> <p>第53条 <u>研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院その他の京都大学の教育研究施設</u>（以下「研究科等」という。）に、その事務を処理させるため、<u>部局事務部</u>を置くことができる。ただし、必要に応じて数個の研究科等の事務を併せて処理する部局事務部を置くことができる。</p> <p>2 研究科等に置く部局事務部（前項ただし書の部</p>	<p>2 （同左）</p> <p>第9節 <u>教育院等</u> （教育院等）</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における<u>教養・共通教育の企画及び実施</u>、<u>学術研究基盤の整備</u>、<u>全学的事業の推進</u>又は<u>支援</u>その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる<u>教育院</u>、<u>機構</u>及び<u>本部</u>を置く。</p> <p><u>国際高等教育院</u> <u>環境安全保健機構</u> <u>国際交流推進機構</u> <u>情報環境機構</u> <u>図書館機構</u> <u>産官学連携本部</u></p> <p>2 前項の教育院等に関し必要な事項は、<u>当該教育院規程</u>、<u>機構規程</u>又は<u>本部規程</u>の定めるところによる。</p> <p>第4章 <u>事務組織</u></p> <p>第52条 京都大学に、法人又は京都大学の業務の実施に関し必要な事務を処理させるため、<u>事務本部</u>、<u>共通事務部</u>、<u>部局事務部</u>等を置く。</p> <p>2 前項の事務組織に関し必要な事項は、<u>京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）</u>の定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p><u>局事務部を含む。以下この条において同じ。）並びに当該部局事務部の事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程の定めるところによる。</u></p> <p><u>3 部局事務部に、事務部長又は事務長を置く。</u></p> <p><u>4 事務部長及び事務長は、研究科等の長の監督の下に部局事務部の事務を処理する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>